

## MF J スポーツ傷害基金見舞金のご案内

このたびは、おもいがけない事故に遭われましたことを心よりお見舞い申し上げます。  
 以下「MF J スポーツ傷害基金見舞金」に関する請求方法・注意事項をよくお読み頂きお手続き下さい。

### 必要書類

MF J スポーツ傷害基金見舞金請求書 兼 個人情報の取扱いに関する同意書 (様式 - 9)	1 通
診断書 兼 医療照会同意書 (MF J スポーツ傷害基金見舞金請求専用書式) (様式 - 10)	1 通
見舞金振込先が確認できる書類 (金融機関・口座名義・口座番号が確認できる通帳のコピー等)	1 通

### 請求方法

- 「MF J スポーツ傷害基金見舞金請求書 兼 個人情報の取扱いに関する同意書 (様式 - 9)」の太枠内 (2箇所) をもれなくご記入下さい。
  - 「診断書 兼 医療照会同意書 (様式 - 10)」の記入を当該医療機関へ依頼して下さい。また、二重枠内「傷病者使用欄」内容に同意される場合は、署名・捺印等をお願い致します。
- 通帳のコピーなど見舞金振込先が確認できる書類を添付のうえ、上記の書類をお送り下さい

### 注意事項

このMF J スポーツ傷害基金見舞金は、公認・承認された当該競技会の公式日程期間 (MF J が公認した期間) で、かつ競技監督の統轄下での競技・予選・練習中に発生した事故に対して支払われます。  
 上記公式日程期間中に負傷された場合は、必ず当日のうちに当該競技会主催者へ届け出て下さい。届け出が無く主催者にて記録がない場合は、見舞金のお支払いは出来ませんのでご注意下さい。  
 この見舞金 (医療見舞金、死亡・後遺障害見舞金) の請求期限は受傷日より1年です。1年以上経過した場合その請求権は無効となります。  
 この見舞金は傷害保険とは異なりますので、治療費・手術費等実費の支払いはありません。  
 この見舞金は医師の診断をもとに「受傷部位」と「受傷程度」によって下記の医療見舞金算定基準から算出されますので、「傷病名 (診断)」が確定であれば、治療途中でもご請求頂けます。なお、複数の部位や症例が重複する場合は、一番高い算定基準 (金額) を適用し積算は致しません。  
 診断書は、専用の「診断書 兼 医療照会同意書 (様式 - 10)」を必ず使用して下さい。  
 後遺障害が生じた場合の見舞金請求は書式・提出書類が異なりますので、MF J スポーツ傷害基金事務局までお問い合わせ、またはご請求下さい。また、治療が長期化 (受傷日より1年を経過) する場合は、治療経過等をお伺いする場合がございますのでMF J スポーツ傷害基金事務局までご一報下さい。  
 なお、後遺障害見舞金が認定された場合は、医療見舞金および診断書作成補助費の支払いは受けられません。  
 この見舞金は書類に不備がない限り、3ヶ月以内にご指定の口座へお振込み致します。記載事項等に不備があった場合は、お支払に遅れが生じることがありますのでご注意下さい。

### a 医療見舞金 算定基準 受傷部位と受傷程度から下記の医療見舞金が支払われます。

	複数の部位や症例が重複する場合は、一番高い算出基準を適用し、積算はいたしません。(単位:千円)											
	頭部	顔面部	眼	歯牙	頸部	胸・腹部	背・腰・臀	上肢	手指	下肢	足指	全身
打撲・擦過傷 挫傷・捻挫	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7
挫創・挫減創	20	7			7	13	13	7	7	7	7	7
筋・腱の損傷、断裂					20	20	20	40	40	40	13	
骨折・脱臼	80	33			107	40	80	40	13	60	20	
欠損・切断		20		7				53	27	73	40	
神経の損傷・断裂	127	33	67		133		93	40	40	40	13	
臓器の損傷・破裂 眼球の損傷・破裂			67			113						
熱傷	7	7			7	13	13	7	7	7	7	47
その他	13	7	7	7	13	13	13	13	7	13	7	20

### b 診断書作成補助費 傷害1事故につき診断書作成補助金として、5,000円が支払われます。

- お問い合わせ・送付先 -  
**MF J スポーツ傷害基金事務局**  
 〒104-0045 東京都中央区築地3-11-6 築地スクエアビル10F  
 (財)日本モーターサイクルスポーツ協会 内  
 TEL 03-5565-0900 / FAX 03-5565-0907

## 個人情報保護に関するお知らせ

当協会は、提供頂きました会員様の個人情報を、適切に管理し利用することは、当会の社会的責務であることを認識しております。

そこで当協会は、この度、その根幹ともなるべき「個人情報保護に関する基本方針」を制定致しました。

### 個人情報保護に関する基本方針

当協会は、提供頂きました会員様の個人情報を適切に管理し利用することは、当協会の社会的責務であることを認識しております。また、当協会と会員様との一層の信頼関係を築くため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じるため、「個人情報保護に関する基本方針」を制定し宣言致します。

#### （１）個人情報の取得

当協会は、業務上必要な範囲内かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得致します。

#### （２）個人情報の利用目的

当基金は、ご提供頂きましたMFJスポーツ傷害基金見舞金請求に関する個人情報を、本請求の履行や支払いの判断等を行うために、医療機関・見舞金請求や支払いに関する関係先等に提供を行い、または、これらから提供を受けることがあります。

また、その他業務上必要とする範囲内で、取得・利用・提供・登録を行うことがあります。

#### （３）個人情報の安全管理措置

当協会は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止、その他個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱い規定等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要とされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

#### （４）個人情報の第三者への提供

当協会は、個人情報を第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人情報を提供致しません。

##### 法令に基づく場合

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

#### （５）個人情報保護法に基づく保有個人データの開示、訂正等、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する開示、訂正等または利用停止等に関するご請求については、ご請求者をご本人であることを確認させて頂いたうえで、異議なく速やかに対応致します。なお、開示等の手続きについては所定の手数料を頂きます。手続きを希望される方は、下記お問い合わせ先までお申し出下さい。

#### （６）コンプライアンス（法令遵守）行動規範の策定、実施、維持、改善について

当協会は、個人情報の取扱いに関する法令を遵守致します。また、コンプライアンス行動規範を策定し、これを従業者への教育・指導を徹底致します。

当協会は、個人情報の取扱い及び安全管理に関わる適切な措置について、定期的に監査を行い、適宜見直し、改善致します。

## MFJスポーツ傷害基金の保有する個人情報に関するお問い合わせ窓口

- （所在地） 東京都中央区築地3-11-6 築地スクエアビル10F
- （名称） (財)日本モーターサイクルスポーツ協会・MFJスポーツ傷害基金事務局
- （電話） 03-5565-0900
- （受付時間） 月曜日～金曜日 9時～17時（土日祝祭日を除く）